

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的	制度	農	林	漁	内容・条件等	窓口			
資金繰	融資を受ける	融資	農林漁業セーフティネット資金	○	○	○	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を実質無利子（当初5年間）、実質無担保・無保証人で融資します。 使 途：長期運転資金 対象者：認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者等 限度額：1,200万円 ※特認あり	日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業	TEL：097-532-8491 FAX:097-532-8484 (受付 9:00-17:00)
		融資	農業経営基盤強化資金（スモール資金）	○			新型コロナウイルス感染症の影響を受けた認定農業者の経営の維持安定に必要な資金を実質無利子（当初5年間）、実質無担保・無保証人で融資します。 使 途：設備資金、長期運転資金 対象者：認定農業者 限度額：個人3億円、法人10億円	日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業	TEL：097-532-8491 FAX:097-532-8484 (受付 9:00-17:00)
		融資	経営体育成強化資金	○			新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を実質無利子（当初5年間）、実質無担保・無保証人で融資します。 使 途：長期運転資金、設備資金、借換資金 対象者：主業農業者、認定新規就農者 限度額：個人1.5億円、法人5億円	日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業	TEL：097-532-8491 FAX:097-532-8484 (受付 9:00-17:00)
		融資	農業近代化資金	○			新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を実質無利子（当初5年間）・無担保で融資します。（当初5年間保証料免除） 使 途：設備資金、長期運転資金 対象者：認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織等 限度額：個人1,800万円、法人2億円	各農協、その他金融機関	
		融資	農業経営負担軽減支援資金	○			新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営再建に必要な資金を実質無利子（当初5年間）・無担保で融資します。（当初5年間保証料免除） 使 途：借換資金 対象者：負債の償還が困難な農業者 限度額：営農負債残高	各農協、その他金融機関	

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的		制度		農	林	漁	内容・条件等	窓口	
資金繰	融資を受ける	融資	畜産特別資金	○			通常の貸付日（5月末日、11月末日）に加え、毎月末日に貸付	各農協、その他金融機関	
		融資	林業・木材産業金融緊急対策		○		新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた林業者等の経営維持・再建のための資金繰りを支援します。 使 途：借換資金 対象者：新型コロナウイルスの影響を受けた一定の要件を満たす林業者※ 限度額：3億円又は借換えに必要な資金のいずれか低い額※ ※民間資金借換えの場合（実質無利子（当初5年間）・無担保（当初5年間保証料免除））	各金融機関	
		融資	漁業近代化資金			○	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を実質無利子（当初5年間）・無担保で融資します。（当初5年間保証料免除） 使 途：長期運転資金 対象者：漁業者、漁業法人等 限度額：養殖漁業者3.6億円、その他個人9,000万円	各漁協 農林中央金庫大分支店	
		融資	漁業経営維持安定資金			○	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営再建に必要な資金を実質無利子（当初5年間）・無担保で融資します。（当初5年間保証料免除） 使 途：借換資金 対象者：漁業者、漁業法人等 限度額：漁船漁業・養殖業・定置漁業(小型)4,000万円、 定置漁業(大型)8,000万円	各漁協、農林中央金庫大分支店、その他金融機関	
収入補てん	賃金が減少	助成	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	○	○	○	新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。 【助成金額】 休業前賃金の8割（上限11,000円/日） ※休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数） 【対象期間】 令和2年4月1日から9月30日まで 【対象者】 事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払い無し）した中小企業の労働者	○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ○九州農政局大分県拠点（農業） ○林野庁林政部経営課（林業） ○水産庁漁政部企画課（漁業）	○コールセンター 0120-221-276 ○九州農政局大分県拠点（農業）097-532-6131 ○林野庁林政部経営課（林業）03-6744-0483 ○水産庁漁政部企画課（漁業）03-6744-2340

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的	制度		農	林	漁	内容・条件等	窓口		
資金繰	売上が減少	助成	持続化給付金	○	○	○	<p>感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。</p> <p>【対象者】売上が前年同月比50%以上減少する農林水産業等の個人・法人</p> <p>【給付額】前年総売上－前年同月比△50%減月の売上×12ヶ月 ※法人200万円、個人100万円が上限額</p>	持続化給付金事業コールセンター	TEL : 0120-115-570 I P電話専用 : 03-6831-0613 (通話料がかかります)
	売上が減少	助成	家賃支援給付金	○	○	○	<p>緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する「家賃支援給付金」を支給します。業種横断的に、個人・法人を問わず、農林漁業者も広く対象となる制度です（大企業は対象外です。）</p> <p>【対象者】新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少した方 （2020年5～12月の売上高がいずれかの月について前年同月比50%以上減少、または連続する3ヶ月について前年の同じ期間に比べて30%以上減少）</p> <p>【対象となる賃料（リース料）】 ・土地と建物の賃料（農地、林地、漁港区域内の土地・建物の占用料、施設利用料等） ※法人600万円、個人300万円が上限</p>	家賃支援給付金コールセンター	TEL : 0120-653-930 (受付 8:30-19:00)
	従業員の雇用継続が困難	助成	雇用調整助成金	○	○	○	<p>景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける雇用主については、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10となります。 ※1人1日上限額8,330円</p>	大分労働局 (大分助成金センター)	TEL : 097-535-2100
	国税の納税が困難	猶予	国税の納税の特例猶予（ほぼ全税目）	○	○	○	<p>対象 : 令和2年2月1日～3年1月31日に納期限が到来する国税・県税・市町村税</p>	各税務署	
	県税・市町村税の納税が困難	猶予	県税・市町村税の納税の特例猶予（ほぼ全税目）	○	○	○	<p>内容 : 納期限から1年間納税猶予（担保不要、延滞税は全額免除） 条件 : 2年2月以降任意の期間において対前年同期20%の減等 申請 : 6月30日又は納期限のいずれか遅い日までの申請が必要</p>	各県税（納税）事務所 各市町村税務担当課	

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的	制度	農	林	漁	内容・条件等	窓口
資金繰 収入保険、共済、収入・価格安定制度の掛け金・負担金の納付が困難	猶予 収入保険	○			対象：保険料、積立金、付加保険料（事務費） 内容：支払期限について、保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長します。	大分県農業共済組合本所 TEL：097-544-8110 FAX:097-544-8242 (受付 8:30-17:15)
	猶予 農業共済	○			対象：農作物共済、畑作物共済、果樹共済の共済掛金 内容：支払期限について、品目ごとに、収穫期の1か月前までを限度に、最長令和2年9月30日まで延長します。	大分県農業共済組合本所 TEL：097-544-8110 FAX:097-544-8242 (受付 8:30-17:15)
					対象：家畜共済、園芸施設共済の共済掛金 内容：支払期限について、令和2年9月30日まで延長します。	
	猶予 野菜価格安定対策事業	○			野菜指定産地、大分県内産地内の生産者が対象市場に出荷した際の価格(平均販売価格)が保証基準額を下回った場合に、その価格差を補給金として交付します。 対象：指定野菜、特定野菜、大分県産野菜 内容：負担金の納付猶予	大分県園芸振興基金協会 TEL： 野菜097-546-4278 果実097-544-0621 FAX：097-543-1170 (受付 8:30-17:00)
	猶予 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)	○			肥育経営の安定を図るため、粗収益と生産費の差額の9割を補てんします。 対象：肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン) 内容：生産者負担金の納付猶予(国費分(3/4)の交付)	大分県畜産協会 TEL:097-545-6594 FAX:097-554-4049 (受付 9:00-17:00)
猶予 漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」	○			漁業者の収入が減少した場合に、国と漁業者が拠出した積立金（国3：漁業者1）によって補てんします。 対象：漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」 内容：漁業者の自己積立金の仮払い 契約時の自己積立金の積立猶予	全国合同漁業共済組合(大分県事務所) TEL:097-536-4528 FAX:097-534-4178 (受付:9:00-17:00)	

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的	制度	農	林	漁	内容・条件等	窓口		
労働力不足	就農希望者を雇用	斡旋	農業雇用マッチング	○	○	○	農業経営体へ就農希望者を紹介します。 対象：農業経営体への就職を希望する方 求人農業経営体 内容：農業の職に関する求職者・求人者のマッチング	大分県農業農村振興公社 大分県農業農村振興公社 TEL：097-535-0400 FAX：097-536-7223 (9：00～17：00)
	外国人技能実習生等の再就職	延長	外国人技能実習生等	○	○	○	新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、実習が継続困難になった技能実習生等の再就職を支援します。 支援対象：外国人技能実習生 備考：在留資格は特定活動となり、期間は1年	福岡出入国在留管理局 大分出張所 TEL：097-536-5006 FAX:097-536-5030 (受付 9:00～12:00 13:00～16:00)
	外国人技能実習生が不足	補助	農業労働力確保緊急支援事業	○	○	○	内容：外国人材不足を補う代替人材援農の掛かり増し経費を支援します。 支援対象：経営体等 補助率：定額	大分県農業会議 大分県農業会議 TEL：097-532-4385 FAX：097-532-4749 (9：00～17：00)
							内容：外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援します。 支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2以内	大分県農業会議 大分県農業会議 TEL：097-532-4385 FAX：097-532-4749 (9：00～17：00)
	新規就業者を 実践研修する	補助	農の雇用事業	○	○	○	内容：農業法人等が行う新規就業者の実践研修等を支援します。 支援対象：経営体 補助率：定額	大分県農業会議 大分県農業会議 TEL：097-532-4385 FAX：097-532-4749 (9：00～17：00)
事業主・従業員が罹患	補助	発生畜産農場等経営継続対策事業	○	○	○	内容：発生農場への代替要員等の派遣に対して支援します。 家畜の公共牧場等への緊急避難、委託管理等に対する支援 発生農場の清浄化・消毒等の経費への支援	(独)農畜産業振興機構 酪農振興課 酪農乳業部酪農振興課(酪農) 畜産経営対策部経営対策課(肉用牛) 畜産経営対策部養豚経営課(養豚) 畜産振興部畜産生産課(家きん、飼料) TEL：03-3583-9332 経営対策課 TEL：03-3583-9459 養豚経営課 TEL：03-3583-1152 畜産生産課 TEL：03-3583-4342 (家きん) 03-3583-4344	

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的	制度	農	林	漁	内容・条件等	窓口	
補助金	販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換など 補助	経営継続補助金	○	○	○	<p>内容</p> <p>①農林漁業者の経営継続に向けた取組に要する経費を支援します。 【補助率】3/4（補助上限額 単独申請：100万円、共同申請1,000万円）</p> <p>②上記に加え、業種別ガイドラインに則した取組に要する経費を支援します。 【補助率】定額（補助上限額 単独申請：50万円、共同申請500万円）</p> <p>募集期間 1次：6月29日～7月29日 2次：9月中旬～10月中旬</p> <p>関連WEBサイト ○農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html ○補助金事務局（全国農業会議所） https://keieikeizokuhojokin.info/index.html</p>	<p>○九州農政局担い手育成課（農業） TEL：096-300-6319 （平日8:30～17:15）</p> <p>○林野庁経営課（林業） TEL：03-6744-2286 （平日9:30～18:15）</p> <p>○水産庁水産経営課（漁業） ○水産庁水産経営課（漁業） TEL：03-6744-2345 （平日9:30～18:15）</p>
補助金	販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換など 補助	農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金	○	○	○	<p>内容： 上記の国の「経営継続補助金」を活用して、県が推進するスマート技術の導入を行う農林漁業者に対し、県が国庫補助に上乗せして支援します。</p> <p>補助率： 「経営の継続に向けた取組」として認められた経費の1/6以内（補助上限額は、①又は②のいずれか低い額。① 単独申請22.2万円、共同申請222.2万円、②スマート技術を活用した機械・設備等の導入に要した経費）</p> <p>関連WEBサイト http://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/keieikeizokukinkyusien.html</p>	<p>○お近くの県振興局（農山漁村振興部 企画・農政班） ○新規就業・経営体支援課</p> <p>○県振興局 東部：0978-72-0409 中部：097-506-5732 南部：0972-24-8645 豊肥：0974-63-1172 西部：0973-22-2585 北部：0978-32-1621 ○新規就業・経営体支援課 TEL：097-506-3587 Email： a15270@pref.oita.lg.jp （平日8:30～17:15）</p>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的		制度		農	林	漁	内容・条件等	窓口
補助金	販売の促進	補助	国産農林水産物等 販売促進緊急対策 事業	○	○	○	内容：インバウンド減少や輸出停滞等により、在庫の滞留等が生じている品目のインターネット販売に農林漁業団体等が行う場合に送料を支援します。 https://www.ec-hanbai-suishin.jp/	令和2年度品目横断的販売促進緊急対策事業 事務局 https://www.kokusan-ouen.jp/
							内容：食材の説明など食育の取組みを農林漁業団体等が行う場合に子ども食堂等で使用する食材費等を支援します。 https://syokuikusuishin.jp/	令和2年度品目横断的販売促進緊急対策事業 事務局 https://www.kokusan-ouen.jp/
							内容：デリバリーや店頭販売（テイクアウト）に取り組む飲食店と連携した新商品開発を農林漁業団体等が行う場合に使用する原材料費を支援します。 https://foodmall.gnavi.co.jp/pr/	令和2年度品目横断的販売促進緊急対策事業 事務局 https://www.kokusan-ouen.jp/
							内容：地域の創意工夫で、直売所やお近くのスーパーの販促キャンペーンを農林漁業団体等が行う場合に使用する食材費等を支援します。 https://chiikinosoui.jp/	令和2年度品目横断的販売促進緊急対策事業 事務局 https://www.kokusan-ouen.jp/

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的	制度	農	林	漁	内容・条件等	窓口	
補助金	出荷の調整	補助	肉用子牛流通円滑化緊急対策	○		内容：畜産農家が、策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷調整を行う場合、計画出荷に係る掛かり増し経費（飼料費等）を支援します。	(独) 農畜産業振興機構 畜産経営対策部経営対策課 TEL：03-3583-4302
		補助	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	○		内容：生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、出荷頭数に応じて掛かり増し経費（定額）を支援します。	(独) 農畜産業振興機構 畜産経営対策部経営対策課 TEL：03-3583-4302
	出荷の調整	補助	県内木材産業維持緊急対策事業		○	内容： ・森林所有者が行う間伐や保育間伐に要する経費に対し上乘せ助成します。 補助率： ・間伐 現状 68% → 上乘せ後 86% ・保育間伐 現状 86% → 上乘せ後 100% 対象：12月末までに申請される間伐・保育間伐事業	森林整備室 TEL：097-506-3882 FAX：097-506-1766
		補助	輸出原木保管等緊急支援事業		○	内容：木材需要の減少に伴い滞留している原木の保管費用等を支援します。	大分県木材協同組合連合会 TEL：097-532-7151 FAX：097-537-8441
		補助	過剰木材在庫利用緊急対策事業		○	内容：公共施設や公共の場に設置される外構部等における木材の活用を支援します。	大分県木材協同組合連合会 TEL：097-532-7151 FAX：097-537-8441
	次期作への支援	補助	高収益作物次期作支援交付金	○		内容：次期作に前向きに取り組む生産者へ支援します。 交付額：10a当たり5万円 ※中山間地域等では1割加算 ・施設栽培のうち高集約型品目に取り組む生産者には単価が上乘せされます。 ・需要促進に取り組む生産者や、高品質なものを厳選する取組を行い出荷した生産者には別途支援があります。	・農協組合員の方：お近くの農協 ・農協組合員以外の方：各地域農業再生協議会
		補助	肉用子牛県内流通活性化緊急対策事業	○		内容：県内肥育農家の県内市場からの子牛導入に要する経費を助成します。 補助額：2万円/頭 補助要件：県内肥育農家が県内子牛市場から子牛（黒毛和種）を購入した場合	大分県畜産協会 TEL：097-545-6594 FAX：097-554-4049 (9：00～17：00)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的	制度	農	林	漁	内容・条件等	窓口		
補助金	次期作への支援	補助	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	○		内容：畜産農家が肥育生産の計画を作成し、経営の体質強化に資する取組メニューに取り組んだ場合に支援します。 交付額：出荷頭数に応じて2万円/頭交付 ※枝肉価格が前年同月比30%(40%)下落のときは4万円(5万円)/頭	大分県畜産協会 TEL：097-545-6594 FAX：097-554-4049 (9：00～17：00)	
		補助	優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	○		肉用子牛経営改善のための取組を行う繁殖農家に対して、奨励金を交付します。 【補助額】販売頭数に応じて交付。 【補助要件】繁殖農家が経営改善のための取組を行った場合 ※肉用子牛平均価格（月別）が、発動基準を下回ったときに限る	大分県畜産協会 TEL：097-545-6594 FAX：097-554-4049 (9：00～17：00)	
		補助	養殖業緊急支援事業			○	内容：養殖ヒラメ等について、次期種苗投入に要する経費を助成します。 補助率：種苗購入費 1/3 魚種：養殖ヒラメ、養殖トラフグ、養殖カワハギ	水産振興課 TEL：097-506-3953 FAX：097-506-1768
	施設整備等への支援	補助	食品企業販路開拓緊急支援事業	○	○	○	内容：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内食品製造事業者が行う新規需要への対応に必要な機器整備等に要する経費を助成します。 対象：県内農林水産業者との連携に取り組んでいる県内食品製造事業者（従業員4名以上） 対象経費：新規需要の開拓に向けた新商品等の製造に必要な機器整備に係る経費 補助対象事業費：15,000千円～50,000千円 補助率：2/3	おおいブランド推進課 TEL：097-506-3627 FAX：097-506-1761
		補助	輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援	○	○	○	内容：冷凍食品等の家庭食用化や新たな輸出先国向けに対応するために必要な、製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。 交付額：補助率1/2以内、事業費上限1億円、下限50万円	おおいブランド推進課 097-506-3624
		補助	輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備費等支援	○	○	○	内容：輸出等の新規需要獲得のため、安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証実験・マーケティング調査・施設整備費等を支援します。 交付額：補助率1/2以内	(株) JTB TEL：03-6630-8182

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産事業者への支援一覧

令和2年8月13日現在

目的	制度	農	林	漁	内容・条件等	窓口			
補助金	施設整備等への支援	補助		○	○	○	内容：輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するため、3年以上の国産原料の長期調達契約を締結した食品製造業者・外食事業者に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費の一部を支援します。 交付額：補助率1 / 2以内	(株) JTB	TEL:03-6630-8182
		補助		○			内容：新型コロナウイルスにより顕在化した新たな需要に対応すべく、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給等を図るため、必要な共同利用施設の整備・改修等を支援します。 交付額：補助率1 / 2以内	地域農業振興課	TEL : 097-506-3589 FAX : 097-506-1758
		補助			○		内容：やむを得ない事情により行き場のなくなった大径材を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援します。	林産振興室	TEL : 097-506-3832 FAX : 097-506-1765